

はしま広域ファミリー・サポート・センター運営規程

社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会

(名称)

第1条 センターの名称は、はしま広域ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を羽島市正木町坂丸二丁目95番地 子どもサポートセンターかみなりくん内に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、働く人の仕事と育児の両立を支援し、安心して働くことができる社会環境作りや、地域の子育て中の家族の育児支援を行うことを通じて、児童福祉の向上を図るため、育児援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）及び育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）を会員として、はしま広域ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）を組織し、会員間による育児の相互援助活動（以下「援助活動」という。）を支援することを目的とする。

(センターの業務)

第4条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 援助活動の調整業務
- (3) 病児・病後児及び緊急時の預かりの調整業務
- (4) 休業日及び早朝・夜間時の連絡調整の体制を整備すること。
- (5) 会員の援助活動に対して必要な知識を付与するために行う指定研修等の開催
- (6) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会等の開催
- (7) 関係機関との連絡調整及び協力
- (8) 広報紙発行等の広報業務
- (9) 前各号の業務のほか、センターの目的達成に必要な業務

2 センターの代表者は、社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会（以下「本協会」とする。）理事長とする。

(業務時間及び休業日)

第5条 センターの業務時間及び休業日は、以下のとおりとする。

- (1) 休業日 日曜日
国民の祝日に関する法律に規定する休日
年末年始 12月29日から1月3日（前項に掲げる日を除く）
- (2) 業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(会員)

第6条 会員は、センターの趣旨を理解した提供会員又は依頼会員であって、次の各号の要件に該当し、センターの承認を得た者とする。

- (1) 依頼会員にあつては、羽島市・岐南町・笠松町(以下「協定市町」という。)に在住または勤務先を有する者に限る。
- (2) 提供会員にあつては、心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有する者。
- (3) 病児・病後児等に対応する提供会員は、指定研修会を受講した者。
- (4) 依頼会員にあつては、原則生後2か月からの子ども(以下「子ども」という。)を持つ保護者。

2 提供会員及び依頼会員は、これを兼ねることができる。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書(様式1-1・様式1-2・様式1-3)を提出し、センターの承認を受けなければならない。

2 センターは、入会の承認をしたときは、センター会員証(様式2-1・様式2-2)を発行する。

3 会員は、登録された事項に変更が生じたときは、会員登録変更届(様式3-1・様式3-2)委任状(共通様式1)をセンターに届けなければならない。

4 会員は、センターの実施する定期講習会等を受講しなければならない。

(更新)

第8条 会員は、センターが定める時期に更新手続きをしなければならない。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときはその旨をセンターに届けなければならない。退会届(様式8)

2 会員は、退会に際して第7条2項により発行された会員証を返還するものとする。

(会員の責務)

第10条 会員は次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) センターの趣旨を理解し、誠実に援助活動を行うこと。
- (2) 援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしたりしてはならない。センターを退会した後も同様とする。
- (3) 援助活動を通じて物品の販売若しくは斡旋及び宗教活動若しくは政治活動等を行ってはならない。
- (4) 提供会員は、援助活動中子どもの安全確保に努めなければならない。
- (5) 提供会員は、援助活動中子どもに異常を確認したときは、直ちに依頼会員に連絡するとともに、状況に応じた適切な措置をとるものとする。
- (6) 援助活動中に生じた事故による損害については、会員間において解決するように努めることとする。

(会員資格の喪失)

第 11 条 会員は、次の各号の一つに該当したときは、会員資格を喪失する。抹消届 (様式 9)

- (1) センターに退会の申し出をしたとき。
- (2) 第 6 条(1)号の区域外に転出したとき。
- (3) 会員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 会員が第 10 条に定める事項に違反したとき。
- (5) センターに登録された連絡先が 3 ヶ月間不通になったとき。

2 会員は、その身分を喪失したときは、直ちに会員証を返還しなければならない。

(アドバイザー)

第 12 条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは、次の業務を行う。

- (1) センターの事業内容の周知、啓発
- (2) 会員の募集、登録
- (3) 会員の統括
- (4) 会員の援助の調整
- (5) 会員に対する講習会の企画実施、会員の交流会の開催に係る事務
- (6) 会員間のトラブルへの調整
- (7) センターの事務管理業務全般

(援助活動の内容)

第 13 条 提供会員による援助活動の内容、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校、放課後児童教室、塾（以下「保育施設等」という。）の開始時間まで子どもを預かること。
- (2) 保育施設等の終了後、子どもを預かること。
- (3) 保育施設等への子どもを送迎すること。
- (4) 通院、冠婚葬祭等保護者の都合により一時的に子どもを預かること。
- (5) 保育施設等の休日その他の理由がある場合において、臨時に終日子どもを預かること。
- (6) 病児・病後児を預かること
- (7) 保護者に代わって医療機関に子どもを受診させること
- (8) 急な残業や主張時等に子どもを預かること
- (9) 急な残業や主張時等に子どもの保育所等に送迎すること
- (10) その他、会員の仕事と育児の両立のために必要な援助。

2 援助活動の場所は、依頼会員と提供会員が相談の上決定する。

(ファミリー・サポート援助活動の実施方法)

第 14 条 ファミリー・サポートの依頼会員は、援助を必要とする場合、アドバイザーに対して援助の依頼を申し込むものとする。

2 前項の援助の申し込みは、原則として援助活動を必要とする日の 2 ヶ月前から 2 日前までに行うものとする。

- 3 提供会員による援助活動の時間の単位は（以下「援助時間」という。）1回あたり最初は1時間、以降30分を単位とする。
- 4 依頼会員から援助の申し込みを受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を詳細に確認し、提供会員との調整を行い、援助依頼受付簿（様式5）にその内容を記録するものとする。
- 5 依頼会員は提供会員に連絡し、事前打ち合わせの日時を決め、事前打ち合わせ表（様式4）を作成しておく。
- 6 前項の事前打ち合わせは、原則として援助活動を行う場所またはセンターで行う。
- 7 依頼会員は、前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。
- 8 提供会員は、援助実施後、援助活動の報告（様式6）に記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。
- 9 提供会員は、前項の活動の報告を月1回センターに報告するものとする。
- 10 提供会員への報酬等については別に定める。

（病児・病後児及び緊急時の預かりの援助活動の実施方法）

- 第15条 病児・病後児及び緊急時の預かりの依頼会員は、援助を必要とする場合提供会員に直接、援助の依頼を申し込むものとする。
- 2 前項の援助の申し込みは原則として援助活動を必要とする日の前日から当日までに行うものとする。
 - 3 援助時間は1回あたり最初は1時間、以降30分を単位とする。
 - 4 病児・病後児の預かりについては必ず病院受診するものとし医療機関にて、医師連絡票（共通様式2）を記入してもらうこととする。
 - 5 依頼会員が与薬を依頼する場合は 与薬依頼票（共通様式3）記入することとする。
 - 6 依頼会員はいつ・誰に・どんな依頼内容で依頼したかセンターに報告するものとする。
 - 7 依頼会員から援助依頼をしたという報告を受けたアドバイザーは、援助の内容・日時等を詳細に確認し、援助依頼受付簿（様式5）にその内容を記録するものとする。
 - 8 緊急時の場合、その都度の事前打ち合わせができないため、初回の事前打ち合わせの時事前打ち合わせ票（様式第4号）を作成しておく。
 - 9 前項の事前打ち合わせは、原則としてセンターにおいてアドバイザー立会いのもと行う。
 - 10 依頼会員は前項による依頼内容以外の援助を求めてはならない。
 - 11 提供会員は援助実施後、援助活動の報告（様式6）に記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。
 - 12 提供会員は、前項の活動報告を月1回センターに報告するものとする。
 - 13 提供会員への報酬については別に定める。

（賠償責任）

第16条 会員の援助活動中の事故については、本協会が加入するファミリー・サポート総合補償制度で対応する。

（協力医療機関）

第17条 センターの協力医療機関は岩佐医院とする。

(その他)

第 18 条 この会則の定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、本協会の理事会に諮りこれを定める。

(附 則)

この会則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。(羽島市社会福祉協議会運営委託)

(附 則)

この会則は、平成 16 年 5 月 6 日から施行する。(羽島市社会福祉協議会運営委託)

(附 則)

この会則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。(羽島市社会福祉協議会運営委託)

(附 則)

この会則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。(岐阜羽島ボランティア協会運営委託)

(附 則)

この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(岐阜羽島ボランティア協会運営委託)

(附 則)

この会則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(岐阜羽島ボランティア協会運営委託)

(附 則)

この会則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(岐阜羽島ボランティア協会運営委託)

(附 則)

この会則は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。(岐阜羽島ボランティア協会運営委託)

(附 則)

この会則は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。(岐阜羽島ボランティア協会運営委託)

(附 則)

この会則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(岐阜羽島ボランティア協会運営委託)